

1971年第94回宣野湾市議会(常時会)会議録

1. 10月20日(第1日目) 晩時 5分開幕  
午後時 42分散会

2. 出席議員(27名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島 徳吉
3番 大川正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 稲葉仁正
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守雄
11番 安次富盛信	12番 阪田正鶴
13番 稲原泰信	14番 仲村春信
15番 山本昭保	16番 武島行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉置耕行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 古波藏清次郎

3. 缺席議員( / 名)

6番 稲葉仁正

4. 職事説明員

市長 阪田健一郎	副役 手嶋安一
収入役 <del>伊佐徳次郎</del>	経務課長 多和田真一
住民課長 加念和夫	厚生課長 伊佐大輔
税務課長 古波藏信三	農林課長 阪田政光
商工課長 <del>稻葉盛英</del>	都計課長 新井信一
建設課長 <del>高橋昇</del>	消防長 大崎仁平
研究費課長 <del>武島正一</del>	

宣野湾市議会

水道部長 仲村春盛 宮葉課長 奥里将弘  
会計課長 天久一実 工務課長 金城健一郎

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 商務係長 横尾毅  
議事係長 烏袋真由 書記 仲村春夫  
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第1号) 1971年10月22日(金曜)

日程第1 会議録署名議題・指名について
日程第2 会期・決定について
日程第3 議年第21号、1972年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算(第1回) (建設委員長報告)
日程第4 議年第20号、1972年度宜野湾市一般会計補正予算(第3回) (財務委員長報告)

宜野湾市議会

議長

从今から第98回、宜野湾市議会臨時会を開会いたします。(午後2時5分)

議長

直ちに本日の会議を開きます。

議長

本日の日程はあてても配布してあります。議事日程表(第1号)のとおり進めてまいります。

議長

日程の第1、会議録署名議員の指名を行います。

議長

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長にあって、9番の宮里敏行君、16番の武島行男君を指名いたします。

議長

日程の第2、会期の決定についてを議題といたします。

議長

今期臨時会の会期は、本日、1日向といたしましたらと思ひます。御異議

ござりませんが。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、今期臨時会の会期は1ヶ月と決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時2分)  
再開いたします。(午後2時8分)

議長

日程の第3、議案第8号、1972年度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算を上程いたします。

議長

本案につきましては、10月15日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託して、審査を依頼しておりましたか。審査を終了いたしまして報告書がまいりてあります。暫く休憩をいたしまして本報告書を朗読いたさせます。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時9分)  
再開いたします。(午後2時10分)

## 議長

建設常任委員長の報告を求めます。

### 建設常任委員長

議案第21号、1972年度、宜野湾市  
水道事業会計追加更正予算につきましては、  
建設常任委員会に付託されておりました  
ので、その審査の経過、結果を報告いた  
しました。本水道事業の追加更正  
予算は主に資本的支出の工事請負  
費の約55,000,-円でござります。その  
工事箇所につきましては、野嵩の1部と、

それから井知古、真栄原向の増設  
工事であります。野嵩の方は部落の東  
側の、前、農道でござりましたが、現在  
家が密集してありますようにござります。

それから井知古と真栄原の地域の方は、  
現在、井知古の後側と、そして前の、  
川ゆゆる、井知古のランドリー通り、2箇  
所、本管が敷設されてありますから。

あまりにも距離が遠すぎて5号線  
を、5号線沿いに、ひとつ本管を  
増設したりて、言うのか、この更正の目  
的のようではござります。そこで、我々  
委員会としては、官業課長の出席を  
求め、意見を聴取りましたところ、妥  
当であると言う結論をえまして、原案  
どおり可決すべきものと決定されており  
ます。以上のことより報告を終りたと想

ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

外に質疑のないようありますので  
質疑を終りたないと思ひますか。御異議  
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ。)

議長

御異議ありませんので、質疑を終り  
併せて委員長の報告を終ります。

議長

本案に対する討論を行います。

議長

討論も省略いたしましたと思ひます  
か。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ。)

議長

御異議ありませんので、討論を省  
略いたしまして表决に付します。

議長

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決一すまことに御異議ござりますいか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議長

次日程の第4回、議案第80号、平成2年宣野市一般会計補正予算を議題といたします。

議長

本案は第93回の議会、云々10月15日の本会議にあきまして、總務常任委員会の方に付託、審査を依頼してありましたか。審査が終了いたしまして、報告書がまつてあります。暫く休憩をいたしまして、本報告書を朗読いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時15分)  
再開いたします。(1.1.2時17分)

## 議長

總務常任委員長の報告を求めます。

### 總務常任委員長

總務委員会における審査の経過について御報告申し上げます。謹んで御承知のとおり議案第80号、この一般会計の補正予算案は了市村の合併を前提としたところの追加、特に出来ました。歳入をしきり出しまして、それで建設事業にあたっていくんだと、又議会としても建設事業にあたるべきかと、

言うような指摘に対しまして、当局が積極的に、その翌弊で示めしたところの、予算案でござりますと、考えてみると、財大な事業費になつてあります。この財大な事業費が累して年度内に十分、執行、消化出来ますかどうか。その辺はつきましては、ハサハサ。

顧問がありまして、委員会とりたしましては、折角、これがの、財大な建設事業費を予算計上してあっても、年度内に消化できなければ、何のなんじやないかと、言ったような立場か。当局に対して、この執行出来ますかどうか。

その点も十分たたきてから、審査に入った次第でござります。それによりまして、当局おなづほど、後ろへ入り

大型予算、大型事業費であります。そこで  
従来よりような独自で設計、見積りや、  
あつたんじやどうしても年度内には執行  
出来たので、その中から外法が出来た  
分にフルでは設計を外に発注いたしました  
で、それにゆだねて一応は促進をして  
いくと、言うようなことになりましたの  
で、一応了解の上で中味にはおいた  
訳でござります。そこで委員会におきまし  
て、もっとも問題になりましたのが、附  
帯意見の中バ意見として指摘してあり  
ますところの工事請負費、工事個所でござ  
ります方。この工事請負費の中の工事個  
所は大謝名の排水渠、沿線の排水、  
下水工事であります。これは去るたゞ  
算議会においても問題となりまして、  
それで否決された個所でござります  
す。その面につきましても、委員会として  
は、十分議会の意思を尊重して  
然うづき措置をとったかどうか、  
そのへんから審査のポイントを設けて  
避めて来た訳でござります。その中  
で、当然、議会としては該工事個  
所は軍道路であるし、管理者が  
軍である以上は、その責任にあります、附  
帯工事、その道路を維持出来る、側  
溝下水は、当然、軍がやりますべきであ  
り、もし軍が出来たとすと、いふのは  
琉球政府がやりますべき性質の工事であります

と、言ふうなことを十分意をくんでおひ  
つて、そして軍に付しても、その後、直  
接、間接的にあたったようではあります。  
ところが向こうでいたとしても、来年へ  
復帰をおかえまして、基本施設であつ  
たこの、排水工事、その他構造施設  
につけては、これは軍はやむなしと、日本  
政府がやさしくてありますと、言ふうなた  
ことで受けた様であります。道路  
に穴があつたとか、車は離持修繕と  
言ったようなことでありますのは、当然、  
管理者であるところの軍がやさんだから、  
そのような構造施設につけては、こり  
は軍では出来ない、と、言ふうなこと  
で再三にゆたって断りいた様であります。  
そこで早速政府にきあたまして  
該工事につけては政府としてもやつて  
おきたいと、言ふうなことを再三やつ  
てありますから、政府としても  
やつたとは言つたけれども、ところ  
が近い将来、はっきり申し上さず  
なるは、二三年の向にはおそらく  
可能だうと、出来ないんだと言つ  
たうなことを言つて、こり以上該工  
事を延々計画にはつかないのです。幸い  
今回の補正予算でやまと言うよう  
なことで、再計上してありますのでござ  
ります。委員会といつてしましては、や  
は不満でありますにして、該工事局所

の、地域の実状をうかがいに調査してみたところ、やはり早急にやさなければいけない箇所であると、言うことなり。の意見の一一致をみた次第でござります。

そこで、政府や軍がこの辺り件事にありて、やさなければ、と言うことであります。市の单独事業としても、やむを得ないんじやないかと、言うような結論に達して

これにつきましては、附帯意見のとおり  
かく、認めるとところかく調査して  
みて、延長か 135m しか工事設  
計は予定してないといふと、と言うことになります  
と、どうぞ軍がやった箇所と、それから  
市がこちからやると言うところの向  
に 17m ですか、17m ぐらかく個人  
でやった暗渠かあります訳なんですね。こ  
れをそのまま残して、こりを中斷して  
除外してやるとすることになります。  
局、両側は十分 排水口として、下水  
口としての機能果すであります。され  
ども中ハ個人かつくたところの、曹  
差的工事かあるためか、又同じ  
結果を繰り返す、或は、その側溝  
の機能を十分果し得ないといふと、言った  
ようなところに問題かあつた訳であります。  
そこで幸にして当局も委員会  
の指摘したとあり、こちはず断しちゃ  
いかんと、全部やさなくて済むかんと、  
言うことで 135m プラス 17m と

言うようだすことばが、あります。そこで  
委員会といたしまして審査の過程にお  
きまして、その向題が出て来てあります  
ので、その取り扱いについて、どうかよろしく  
言うようなことで検討した訳であります。  
その方法としては、今ここの手へ  
附帯意見として出す方法、或は附帯  
決議として、本会議に決議案として  
出す方法、或は又、要望、或は当局  
が議案を撤回して、今度又再提  
案をすると言ったような方法がある  
とありにも考案された訳であります  
けれども、も、どちらの方法としては、  
附帯意見として、そして議会に報告  
して然りやき措置をこうひておこうと、  
言う方法が好しいと言ふようだ  
で、この様な附帯意見には、たとえ  
様な次第であります。これは実質的  
には修正の形になつてあります。ところ  
が款項に変動がある場合は、当然  
修正の対象になりますけれども、節  
にあります修正の対象になりますと、  
言うようなことで法的に言うところの、  
或は手続き上の修正はなつてありません。  
従つて原案があり可決すれば、  
あります。言うような結論と、尚附帯意  
見としてこの分を修正して執行して  
もういいだと、言うような点も具申さ  
たしまして、報告いたしました。次第であります。

尚、その他の方々にあさましても、皆様方の  
御質疑にあ答えたりました」と可様に存じ  
ておりますので、よろしくお頼み申し上げ  
ます。

議長 本案に対する質疑を許します。

9番

歳入につけて聞きました。試でござります。  
現行の補正予算の中で計上された額は  
何月末現在の調定額ですか、それから  
調定額、全額をあさえての、何パーセン  
の計上でありますかどうか。

統務常任委員長

御説明申し上げます。尚、たゞいまの面  
につきましては、当局に補足させたりと  
思っております。あくしや3箇向に対しまして  
は、調定が71年の8月1日現在であります  
であります。課長に説明させます。

税務課長

お答え申し上げます。今9番さんの  
お質問は調定だと聞いてあります。  
それはまだ調定には、この補正につ  
いては、まだ調定は立てござりません。  
すでに調定の立てられたものじゃござ  
ません。予想でござります。 . . .

9春

現行の補正額は調定額いやな」と言  
うことですか。

稅帝課兵

それでござります。

9 番

皆さんはどう言つ基礎にもとす  
りて、こやけ賃税込み額として予算計  
上してあるかどうか。

稅務課長

こりが川では市民税、市民税の場合  
は、一応、特徴、特別徵収の場合は調定  
出してござります。その他、今までの、ある  
程度の特徴が解りましたので、普通徵  
収は今賦課段階中でござりますが、

その中で、程度は出でてくる見込みでござります。固定資産につけては、それが今、固定資産につけては、全て調定済みでござります。それは今、先程、9希さんかい質内が、あつたとあり9月末の調定でござります。事業税につけてはこれがまた調定は金での、てござりません。不動産につけても左様でござります。法人につけては全て調定の、てござりますので、法人のの、れを、補正と

いて計上してござります。

7番、

前年度に比較した場合に、何パーセントの、皆さんの調定額を見積っておられますか。

税務課長

それについては、まだ何パーセントかと言ふことは計算は出してございません。

7番、

歳入面の把握状態にありて納得いかない款でござりますけれども、現在10月でござります。現在、税法や、市税条例におきましては、11月までに調定する必要がないございますが、

税務課長

調定については賦課してから調定のせよと言うことでやってござります。

7番、

賦課は11月までにやるのはいい款ですか。今、はっきりお聞きたいと思いますけれども、税は、何税は見通してござりますか。

税務課長

市民税の特徴は、やってござります。

か。普通徵収につりては、10月15日から11月  
15日まで納期でござりますか。これは  
特別徵収。その事務は大分、時間がかか  
りますので、その事務が遅れてござります  
ので、それは条例によりの納期にはなりません。  
その他につりてはこのよ  
うにやつてござります。

9番、

今、あっしゃ、大市税、市民税、事業税  
不動産取得税につりては、全調定かま  
だ"だ"と言うことですか。

税務課長

その中につりては、不動産と、不動産の  
個人の分につりては、まだ調定のせてござ  
いませんが、法人、外人につりては、調定  
はのせてござります。事業税につりては

個人につりては、全て、調定のせてござ  
りますか。法人の場合には皆さまよく  
お解りのよう申告納付でござります  
ので、その時直に払ひなければ調定額  
かは、きりしませんので、まだ事業税の  
調定は、法人の分につりてはのせてござ  
ません。

9番、

こちかくみますと、こちかくには出てお  
りません。けのどか、軽自動車税は全く

皆さんの、当初予算以外には考え方  
いかがると言う話ですか。

### 税務課長

いや、これもある程度、増は見込んでおりますか。まだ今は、きりした把握  
が出来てないと言いますので、これからかのり  
では考えておりますか。

### 9番、

と言うことは、今、未調査の段階  
で歳入に計上してありますのは、皆さん  
の執行にありますから、不安がある  
と言う感じかします。普通の  
状態では、当初予算を計上し、何  
パーセントかをあたえて、調査完了後  
にそろそろ市税の見積りは入っております  
けれども、未調査の段階で、予  
算計上了場合に、今度は土司に伺  
ります。執行に対するリスクの不安  
もたると言いますのは、はつきりお答えな  
ってありますか。

### 助役

お答えします。調査を完全に終  
てから予算の補正をすると、言葉の  
は、とにかく常道であると思います。  
しかし、今回は子安村の合併を  
前提にしまして、一応、宜野湾市の全

地域に生れて来てこの辺の財源は、全  
宜野湾市の地域へ還元すと、そう  
言うことでござりますまして、そう言う意  
味かいあります程度、例年の税の伸びか  
と、それから前年度の実績等、数字  
は確実な数字ではなしでありますけれども、  
客観的な面も大分はりてあります  
けれども、この程度は要求出来ると、  
そして、その分は建設事業へまわ  
したこと、言うエラな特殊の事業か  
あ、たために、一応このような補正  
をしてありますか、こりか月、或は  
3月に亘って始めて調査が終った  
場合に、こりと大分、見込みと違うと  
言うことですあるならば、こりは又補正  
を必要とするかも知りませんけれども、  
さう言ることは今のところ予想しな  
と、言う考え方でござります。

#### 9番。

と言うことは、現行に予算に計上さ  
れた額は、普通は調査額の何パーセン  
かをあさえて計上しておりますけれども、  
調査もまだは、きりしたり、けれども  
見通しきつけて客観情勢か、合併と  
言うのかあつたために、計上した趣旨は  
解りませんよ、しかし現在の今、殆んど建設  
事業にふりむけられてありますので  
全額、こりに支障を期した場合には

という言う措置をとります。

助役

「ゆゆふ、歳入欠陥が生れてきた場合にとと言うことでござりますか、これは「ゆゆふ、執行段階に於リアは、一時にすぐ支出か、支出の行為が行なゆる事ではありますんので、一応、これが方の建設事業をやるには、年度12月は、相当、努力しなければ「がた」に向題でありますので、執行出来は準備はしてあっておらず、一応、負担行為におけるは、十分、予算の歳入の状況とかつきゆめて執行段階にはうつと、言う考え方で注意しておき方りと、言うふうに考え方であります。

議長

外に質疑もござりますので  
質疑を打ち切りたかと思ひますか、何異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

何異議ございませんので、質疑を終り本業に対する討論を行ひます。

議長

討論を省略いたしましたらと思ひますか  
御異議ござりますんが。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、討論を省  
略いたしまして、表決に付します。

議長

本案に対する委員長報告は可決であ  
ります。本案は委員長の報告となり可決す  
ることば、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、委員長報告  
となり決することに決定いたしました。

議長

以上もとまして、第18回、宜野湾市議  
会臨時会の日程は全部終了いたしてあ  
ります。大変御苦労さりであります。  
このとおりまして終ります。(午後2時2分)

閉会。

上記会議録の次第は、當記が記載したものであるが  
その内容の正確であることを証するためここに署名  
する。

昭和  
一九四九年九月三日

宜野湾市議会議長

会議録署名議員

武島行男



会議録署名議員

吉田敏行

